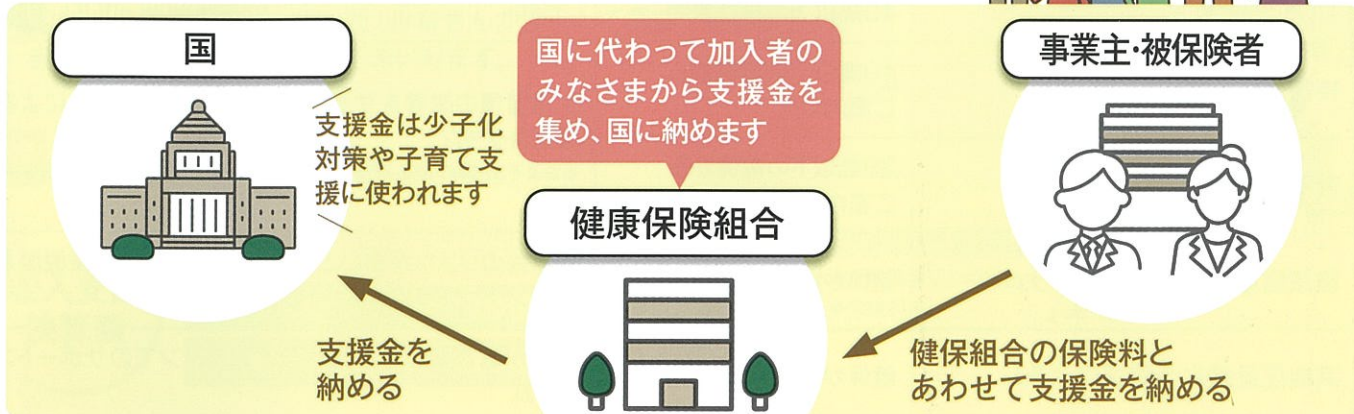


制度・手続きのお知らせ

「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。2026年4月分から、健康保険料・介護保険料に上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。



被保険者1人当たりの負担額は？

月給(標準報酬月額) 30万円
支援金率0.3%と仮定した場合

※国が示す支援金率: 2026年度は0.3%程度を予定。2028年度にかけて段階的に上がる見込み。

30万円×0.3%=900円/月

事業主と被保険者で折半



事業主
450円



被保険者
450円

被扶養者が加入資格を失ったときは手続きが必要です

マイナ保険証に移行後も、被扶養者が就職など扶養から外れる理由に該当した場合は、従来通り扶養削除の手続きが別途必要です。すみやかに健保組合(会社)に届出をお願いします。

被扶養者が就職した
(娘、息子、配偶者の就職等)

手続きをお忘れなく!

被扶養者の収入が年収130万円以上が増えた
(60歳以上や障害年金の受給要件に該当する障害者は180万円)

他の場合も

- 離婚した
- 被扶養者が死亡した
- 被扶養者が結婚して相手の扶養に入った

など

手続き方法

必要書類を揃え、会社経由で健保組合に提出してください。任意継続・特例退職の方は直接、健保組合に提出ください。

加入資格喪失後は保険証を使用できません!

加入資格を失うと当健保組合の被保険者証・資格確認書は使用できません。医療費は本人負担分(3、2割)以外の7、8割は健保組合が負担しています。そのまま当健保組合の保険証等で受診した場合、資格を失った時点まで遡り、かかった医療費(窓口で本人が支払った額以外)を返納していただきます(人間ドック費用等も返納対象です)。